中小企業者のための専門家派遣事業のご案内

―経営革新・新規創業に向けて社外の専門家を活用しませんか。―

Oこの制度の概要を教えてください。

経営革新を積極的に進める中小企業者や新規創業を進める創業者など前向きな事業活動を展開する方に対し、県内外のさまざまな分野の専門家を派遣し、経営・技術・情報化に関する諸問題の解決に向けて診断・助言を行います。(1 社あたり年度内上限 3 回、3 時間~4 時間/回)

Oアドバイス内容について教えてください。

経営・技術・情報化など多岐にわたる課題に対応しており、資金繰り、ブランディング、商品開発などが人気のテーマです。ただし、ISOやPマークなどの認定制度の更新や補助金申請書作成等の業務の代理・代行業務は、専門家派遣の対象になりませんのであらかじめご留意ください。(認定制度の新規取得に関するアドバイス等は対象になります。)

○どのような専門家が登録していますか。

中小企業診断士、税理士、大学関係者、情報処理技術者等の幅広い分野の専門家が登録しています。

また、診断・助言を受ける中小企業者が専門家を指名または推薦(但し、公社規定を満たす方に限ります)することもできます。

○対象となる中小企業者の条件はありますか。

県内の中小企業者(個人事業主含む)や創業を目指す方で、以下の要件を満たす方です。

- ①創業者や経営革新等を行う経営の向上を目指す意欲のある中小企業者であること。
- ②経営革新など経営の向上に係る目標・目的が明確であること。
- ③専門家の派遣により、支援の効果が期待できる状況であると判断されること。

○専門家派遣にかかる費用負担はどのくらいですか。

専門家派遣にかかる費用の3分の2(謝金+旅費)は公社が負担します。中小企業者の負担額は以下のとおりです。

(中小企業者負担額)=(謝金:13,750 円(41,250 円 (消費税を含む) ×1/3)) +(旅費:派遣先までの旅費の 1/3)

※旅費(派遣先までの交通費・宿泊費)は、県内の専門家の派遣を受ける場合は発生しません。 県外の専門家の派遣を受ける場合のみ発生します。 (宿泊費については、9,800 円/日:企業負担分含む)

※島内移動(本島内および離島内)にかかる費用は、謝金に含まれるため別途発生しません。 ただし、離島の中小企業者への派遣の場合、本島から離島への旅費は全額公社が負担します。 (県内の専門家の場合も対象)

○専門家派遣を申請するにはどうすればいいですか。

所定の申請書に企業概要や相談内容、希望する専門家、派遣回数を記入し、様式 1_専門家派遣申請書を中小企業支援センターへ申請してください。書類の書き方や専門家の選び方などご不明点があれば、中小企業支援センターにお問い合わせください。

〇お問い合わせ及び申請先

公益財団法人沖縄県産業振興公社(沖縄県中小企業支援センター)

TEL098-859-6237 FAX098-859-6233